

告示

埼玉県告示第二百六十号

昭和六十一年埼玉県告示第五百四十五号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、第三号の表の改正規定は、令和八年七月一日から施行する。

令和八年四月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示文中「第七条及び第十一条」を「第七条第一項及び第十一条第一項本文」に、「厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第三十五条」を「同法第五十七条第二項」に改め、第三号の表を次のように改める。

浄化槽の処理対象人員 （単位 人）	新たに設置した場合等の 水質検査	定期検査
十以下	一万四千元	六千元
十一以上二十以下	一万五千元	八千元
二十一以上五十以下	一万七千元	一万千円
五十一以上三百以下	二万二千元	一万四千元
三百一以上五百以下	二万四千元	一万六千元
五百一以上	四万円	三万二千元